

神奈川県回答

2018年度に向けた政策・制度要求と提言

【経済・産業政策】

1. 県内の国家戦略特区を活用した、競争力が高く成長が見込まれる産業の集積と企業誘致施策の推進を図り、地域の中小企業との連携を進めることにより、地域活性化と雇用の創出につながる政策を推進すること。

また、県内企業の海外展開に対する支援とあわせ、技術支援や生産基盤強化のため、産学公の共同研究を積極的に進められる環境整備を図ること。

(回 答) 政策局・産業労働局

企業誘致については、平成 28 年度から「セレクト神奈川 100」により積極的に取り組んでいるところです。当該施策では、今後、市場の創出や拡大が見込まれる成長産業をターゲットとし、あわせて製造業以外の業種を誘致対象に加えるとともに、特区制度を活用して事業展開を図る場合等には、補助金の補助率・上限額を引き上げるなど、更なるインセンティブを用意しています。

また、誘致した企業に対しては、公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する受・発注商談会への参加を促進するなど、県内の中小企業との取引の拡大が図られるよう努めています。

今後も、企業誘致施策の推進を図り、県経済の活性化と雇用の創出につなげてまいります。

なお、国家戦略特区については、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的としております。平成 26 年に県全域が指定を受けて以降、こうした目標の実現に向け、様々な規制緩和のメニューの活用を進めるとともに、必要な規制緩和の提案にも取り組んできました。

引き続き、特区の活用を進めるとともに、国や市町村等と連携し、民間の能力が十分に発揮できるビジネス環境の整備とともに、地域活性化、雇用創出の点からも特区の活用が進むよう、十分な情報提供や特区の活用支援に取り組んでまいります。

県内企業の海外展開については、公益財団法人神奈川産業振興センターやジェトロ、関係機関と連携して、現地の情報を提供するセミナー・勉強会の開催や海外駐在員による現地でのアテンド、海外展示会の出張支援、現地企業の紹介等の支援を行っています。

今後も、企業のニーズに応じて、海外展開の事前準備から海外展開後まで、きめ細かな支援を行ってまいります。

産学公連携に関する環境整備については、「基礎研究から事業化までの一貫した支援」、「企業支援ネットワークの中心的機関」を2つの柱で、事業に取り組むこととしており、大学等の研究シーズを企業等への技術移転等につなげるプロジェクト研究、中小企業等の開発ニーズをもとにテーマを設定し、中小企業等、大学等、産業技術総合研究所が共同研究を実施する事業化促進研究を行うことにより、大学等の研究シーズと中小企業等の開発ニーズの双方向から「橋渡し」を積極的に推進し、産学公の共同研究に取り組んでまいります。

2. 神奈川県が、産業技術政策を推進するために、産学公連携の中心機関として設立した地方独立行政法人県立産業技術総合研究所の運営に際しては、県は設立団体として研究開発・技術支援・事業化支援の事業推進と、中小企業で課題となっている人材育成や企業間ネットワークの構築を図り、県内各地の地域特性を活かした地域経済・社会の活性化を推進すること。

また公正で透明性の高い業務運営を行い、適切な情報公開を図ること。

(回 答) 産業労働局

本県では、基礎研究から事業化までの一貫した支援を行うとともに、企業支援ネットワークの中心的機関として総合的な支援を行うことにより、県内産業の発展及び県民生活の向上に貢献することを目指し、平成29年4月に神奈川県立産業技術総合研究所を設立し、中期目標として「研究開発」「技術支援」「事業化支援」「人材育成」「連携交流」の5本柱で事業を行っていくことを指示しました。これらの事業を中小企業に活用いただき、企業の人材育成や企業間ネットワークの構築につなげていきたいと考えています。

また、法人が作成した、中期目標を達成するための計画については県が認可を行うなど、県でもチェック機能を果たしていますが、各事業年度の業務実績に関する評価結果の公表など、地方独立行政法人法による仕組みを活用し、公正で透明性の高い業務運営を図るよう指導してまいります。

3. 観光客が快適に過ごすことのできる魅力ある観光地をつくるため、観光客ニーズを把握し、地域の企業や住民の意見を十分に取り入れ、地域の活性化につながる各施策の推進を図ること。

また、国際的なスポーツイベントの開催を機会として、ICT・AI・ロボット技術やビッグデータなどを積極的に利用した情報発信を推進するなど、国内外からの人々を迎える施策の強化を図ること。

(回 答) 産業労働局

平成 28 年に設置した神奈川県観光魅力創造協議会の活動の中で、市町村や地域の企業の意見を伺いながら、新たな観光資源の発掘、磨き上げを行い、国内外の観光客の周遊を促すツアーの企画・商品化の推進を引き続き図ってまいります。

また、ラグビーワールドカップ 2019 や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を誘客の機会と捉え、ビッグデータを利用することで得られる観光客の動態を活用しながら、従来のターゲットであるアジアの 5 か国へのプロモーション事業を実施するとともに、ラグビー人気の高い国に対するプロモーション事業にも取り組んでまいります。さらに、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」により、観光情報の発信強化の取組を進めてまいります。

【雇用・労働政策】

4. 若者の良質な就労機会の実現に向け、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進など若者雇用対策を推進する必要があることから、引き続き学校と地域若者サポートステーションなど関係行政機関と連携し、若者の就職支援を強化すること。

また、就職活動を行う若者が必要とする企業の労働条件等の情報開示を徹底すること。

(回 答) 県民局・産業労働局・教育局

若者の雇用対策については、「かながわ若者就職支援センター」における取組を着実に進めるとともに、県教育委員会においても、神奈川労働局や各ハローワーク等の関係機関とより緊密に連携を図りながら、新規卒業者や卒業予定者、高校を中退した生徒に対する就職支援を強化してまいります。

また、就職希望がかなえられずに県立高校を卒業した生徒に対しては、全県立高校で支援を行い、県教育委員会のホームページにおいて就職に係る情報の提供も引き続き実施してまいります。

なお、県及び政令市が県内に設置している地域若者サポートステーションにおいても、引き続き運営受託団体と県立高校等が連携して、若者の職業的自立を支援してまいります。

就職活動を行う若年者が必要とする企業の労働条件等の情報については、「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」で、募集・採用の状況、職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況等を記載する「青少年雇用情報シート」の使用が義務付けられていますので、神奈川労働局へ制度の適切な運用を要望するとともに、県としても周知に努めてまいります。

5. 労働者が妊娠・出産・育児・介護などをしながら働き続けられる環境をつくるため、ハラスメント防止や職場環境による離職防止を図るとともに、やむを得ず退職された方への再就職を支援する施策を推進すること。

また現在進められている、仕事と子育ての両立を希望する人を対象とした「マザーズハローワーク」等の支援設備について拠点数と機能の増強を進めること。

(回 答) 産業労働局

県では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法規の遵守に関して、県で作成した広報誌やホームページに解説を掲載するとともに、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談により、企業や労働者に助言等を行い、普及啓発に努めております。

また、県では「マザーズハローワーク横浜」の相談室や「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を設置し、ハローワークと連携して、再就職も含め就労を希望する方への支援を行っています。

「マザーズハローワーク」については、国が県内2か所（横浜、相模原）に設置しているほか、6か所のハローワークにマザーズコーナーを設置しています。このうち、県は協調事業として、「マザーズハローワーク横浜」において女性の就労支援に向けたキャリアカウンセリングと、女性職員や女性弁護士による女性のための労働相談を実施し、平成27年7月からは「マザーズハローワーク相模原」において、女性弁護士による女性のための労働相談を実施しているところです。今後も国と連携しながら事業の機能強化について検討してまいります。

6. 障がい者の雇用拡大を図る施策をすすめるにあたり、自立と社会参加に向けて就労前に必要とされる、各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援を図ること。

また、障がい者が就労後も意欲と希望を持ち、安心して働き続けることのできる定着支援として、ジョブコーチの配置が重要となることから、障がい者を雇用している企業と十分連携し、ジョブコーチの養成と配置に向けた取り組みを強化すること。

(回 答) 保健福祉局・産業労働局

県が国と連携して設置している障害者就業・生活支援センターでは、就労や職場への定着が困難な障がい者に対し、就業面及びこれに伴う生活面の支援を行っており、特別支援学校、障害福祉サービス事業所などの関係機関とも連携を図りながら、支援を進めています。

また、平成29年4月に県障害者就労相談センターを機能転換して設置した県障害者雇用促進センターでは、企業への支援と同時に、新たに障害福祉サービス事業所などの就労支援機関を対象とし、職業能力評価や研修等の支援を開始したところであり、引き続き充実に努めてまいります。

ジョブコーチについては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が養成や企業への派遣、企業内にジョブコーチを配置している事業主に対する補助事業を実施しているところですが、県においても、知的・精神障害者を多数雇用し、職場で職業相談や作業指導を行う職場指導員を配置している企業に対する補助事業を実施しております。

障がい者の職場定着は重要な課題ですので、県障害者雇用促進センターの出前講座等により企業内で障がい者を支援する人材の育成に努めるとともに、県補助事業の充実に検討するなど、取組を強化してまいります。

7. 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」においては、取引環境の改善および長時間労働の抑制実現に向け取り組みが進められているが、更に厚生労働省が示す、「トラック運転者の労働時間等の改善基準」が満たされ、早期に労働環境の改善が図られるよう、協議会による施策の推進とフォローアップ強化を図ること。

(回 答) 産業労働局

県は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」に参加し、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた取組を行っています。

同協議会において、長時間労働の改善等に向けたパイロット事業が継続して実施されており、平成30年度には、長時間労働改善ガイドラインの策定・普及が予定されていることから、早期の労働環境改善が図られるよう、ガイドラインの普及啓発に努めてまいります。

【福祉・社会保障政策】

8. だれもが住み慣れた地域で暮らすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが重要であり、県は市町村が抱える課題把握や先進事例の水平展開とあわせて有効な地域密着型支援を強化すること。

また地域において、高齢者・障がい者・子ども・子育て中の親を見守ることのできる、ボランティアや町内会・自治会など、地域ネットワーク活動の充実を図ること。

(回 答) 県民局・保健福祉局

地域包括ケアシステムの構築実現に向けては、介護保険制度の保険者である市町村が主体となって、地域の実情に応じて取組を進めていくこととなりますが、県は、その取組が確実なものとなるよう、市町村の課題の把握や先進事例の情報提供、研修等を通じた人材育成など、今後も必要な支援を行ってまいります。

地域活動ネットワーク活動については、県は、地域での孤立を防止等するため、業務で個人宅を訪問する事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、市町村や警察、消防等と連携した地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいます。

子ども・子育て中の親の見守りについては、市町村が実施する地域子ども・子育て支援交付金事業において、すべての乳児のいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握等を行う「乳児家庭全戸訪問事業」や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員の専門性強化等を行う「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」等への補助を行っており、引き続き補助を通じた地域ネットワーク活動の充実を図ってまいります。

また、青少年の非行・被害防止のために、自治会等と協力してパトロール活動を実施している各地域の青少年指導員に対して、パトロール活動実施に当たっての工夫点等について各地域の取組事例を収集し、情報提供するなど、今後も必要な支援を行ってまいります。

9. だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。

(1) 引き続き待機児童解消に向けて施策を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等へ抜本的な処遇改善と長く働き続けられる職場環境をめざし、研修やキャリアアップの仕組みをつくること。

(回 答) 県民局

保育所等利用申込者数の増加や待機児童の定義の変更等に伴い、平成 29 年 4 月 1 日時点における県内の待機児童数は 756 人となり、7 年ぶりに増加しました。

認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備を進めるとともに、保育士の確保に向けた取組を進めてまいります。

また、国において平成 29 年度から保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育士等向けのキャリアアップ研修を開始しています。多くの保育士等がこの研修を受講し、キャリアアップが可能となるよう着実に実施してまいります。

〔 9. だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。〕

(2) 地域で子ども・子育てを支えるために、NPO など地域の様々な組織と連携し、子育て支援ネットワークの構築を進めること。

(回 答) 県民局

地域の子ども・子育てを支援する事業は、地域の実情に応じて、市町村の計画や方針に沿って進められています。

県としては、市町村の地域子育て支援拠点において、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家族に対するきめ細やかな支援を実施する際に、子ども・子育て支援交付金による支援を行っているところです。

〔 9. だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。〕

(3) 児童虐待の予防と対策を進め、子どもの人権を守るため、児童相談所への専門職を含めた職員配置の強化と一時保護所などの関係施設の環境改善を推進すること。また児童虐待防止法の県民・市民への周知のため、広報、啓発の強化を図ること。

(回 答) 県民局

平成 28 年 6 月に公布された改正児童福祉法において、児童虐待対策強化の一環として、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。

本県では、平成 28 年度に中央児童相談所一時保護所の個室化整備、平成 29 年度には県所管児童相談所の児童福祉司を全体で 16 名増員するなど、児童相談所の体制強化に取り組んできたところです。今後も、児童相談所の機能を強化していくことについて、検討してまいります。

また、児童虐待について、県のたよりや県のホームページを活用して、広く周知するとともに、児童虐待防止月間である 11 月には虐待防止キャンペーン「オレンジリボンたすきリレー」などのイベントにおいて、チラシを配布するなど周知・広報に努めています。虐待の未然防止や早期発見・早期解決に向け、県民への広報、啓発について、引き続き取り組んでまいります。

10. 子どもの貧困を解消するため、比較的 low 所得者が多いとされている、ひとり親家庭について、課題の把握と整理を進め、適切な支援と相談体制が図られる取り組みを強化すること。

また現在、実施されている「子ども食堂」の実態把握を進め、開設・運営に関する公的支援のあり方を検討すること。

(回 答) 県民局・保健福祉局

県では、平成 27 年 3 月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、特に、生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点をおいた取組を進めています。

平成 27 年度及び平成 28 年度には、ひとり親家庭を対象に独自にアンケート調査を実施し、その結果、厳しい生活の状況やニーズを把握しました。

今年度は「平日昼間は仕事のために相談にいけない」というひとり親のアンケート意見を踏まえ、平成 28 年度に開設したひとり親家庭支援のポータルサイトをスマートフォン対応化し、市町村の窓口が開いていない平日夜間や休日に電話相談窓口を開設します。

また、ひとり親家庭等の子ども・青少年が、夜間に安全・安心に過ごすことができるよう、食事の提供などが可能な居場所づくりのモデル的な取組を、関係機関と連携して進めているほか、市町村や民間等による取組を促進するため、普及啓発に取り組んでいるところです。

子どもの貧困対策になりうる居場所を提供する「子どもの居場所づくり」については、国が民間団体に対して、支援金申請を募集、審査し、採択した民間団体に交付をしています。県は支援金申請の募集について、関係機関を通じて周知をしています。

さらに、いわゆる「子ども食堂」の運営について相談があった場合、所在地を所管する保健福祉事務所等が食品の衛生的な取扱いなどについて助言・指導等を行っています。

11. 介護職場の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者が魅力とやりがい、誇りをもって働くことができるように、介護職の生活の安定と人材確保をはかるため事業者が処遇改善加算を算定していることについて、介護労働者へ周知するとともに、確実に労働者の処遇改善が図られるよう取り組みを進めること。

また介護労働者のモチベーションを高める教育やキャリアアップの仕組み、働きがいのある職場づくりを推進し、介護職のイメージを向上させる取り組みを推進すること。

(回 答) 保健福祉局

本県独自の介護人材確保対策として、介護の仕事の魅力を広く県民に発信し、介護に携わる人材のすそ野を広げる取組として「介護フェア in かながわ」を開催しています。

また、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に取り組むことを宣言した事業所

のうち、一定の水準を超えている介護サービス事業所等に認証を付与するとともに、介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた優良な事業所を表彰し、奨励金を交付する事業を実施しています。

さらに、経営者向けにはマネジメントセミナーなど実施し、キャリアパス整備を支援することで、職員がやりがいと誇りを持って働くためのより良い環境づくりを支援しています。

介護職員の処遇改善については、集団指導講習会等において、処遇改善加算に係る計画を全ての介護職員に周知することも算定要件に含まれていることを説明するなど、介護職員の処遇改善が適正に行われるよう制度の周知に努めています。

また、要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質向上に資する取組を介護報酬で評価する等、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを構築されるよう国に提案しております。

なお、県では、介護職員に対し、資質の向上を図るための研修事業を行うとともに、「かながわ感動介護大賞表彰事業」を通じ、介護職員のモチベーションアップや社会的評価の向上を図る取組を行っているところです。

12. 安全で質の高い看護の提供を確保するため、看護職員の長時間労働の解消と、離職防止に向けた医療機関における労働環境の改善やワーク・ライフ・バランスの確保がはかられるよう、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間管理を厳格に行うための体制確保を医療機関に指導すること。

(回 答) 保健福祉局

看護職員の勤務環境の改善については、県が設置する「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関が取り組む勤務環境の改善を支援してまいります。

また、質の高い看護を提供できる看護職員の育成を図るための研修の実施や、院内保育所への補助、潜在看護職員の再就業支援など、引き続き看護職員の確保対策に取り組んでまいります。

13. 地域における高齢者の見守りネットワークの構築や認知症への理解を深める取り組みと、要介護者や介護をする家族等への支援を強化し、認知症の人や高齢者にやさしい地域づくりを推進すること。

また、これまでに確認された未届け有料老人ホームに対しては、各地域のボランティア団体をはじめとする地域組織と連携・交流が図られるよう、施設利用者の実態把握に努めるとともに、人権が尊重される環境改善に向け指導すること。

(回 答) 保健福祉局

県は、地域での孤立を防止等するため、業務で個人宅を訪問する事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、市町村や警察、消防等と連携した地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいます。

地域における高齢者の見守りネットワークのうち、認知症高齢者については、県・県警察・市町村や地域の関係機関等と連携し、「徘徊高齢者 SOS ネットワーク」を構築して、行方不明高齢者の早期発見につながるよう、取組を推進しています。徘徊高齢者 SOS ネットワークは、徘徊が予測される高齢者の名前、顔写真、連絡先等の事前登録により、迅速かつ効果的な検索が可能となります。引き続き、県ホームページ等を通じ、県民への事前登録勧奨などを行ってまいります。

また、認知症への理解を深め、要介護者や介護をする家族等への支援としては、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成に取り組んでいますが、さらに県独自に、平成 29 年度から認知症サポーターのステップアップの一環として、認知症サポーターが認知症カフェや家族の会のボランティアとして支える「オレンジパートナー」の養成を開始しました。今後も、認知症の方や御家族が安心して生活できる地域づくりに努めてまいります。

未届け有料老人ホームについては、市町村等からの情報提供をもとに、運営事業者に対して文書通知や電話、面談を行い、有料老人ホームに該当する場合は、届出指導にあたって、施設運営の指導基準（ガイドライン）である「神奈川県有料老人ホーム設

置運営指導指針」等により、地域との連携・交流に努めることを含め、引き続き指導をしていきます。

なお、未届有料老人ホームについては、県ホームページに住所地特例対象施設として掲載するとともに、今年度から、集団指導講習会への参加を促すとともに、老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど適切な運営に向けた指導を強化しております。

【社会インフラ政策】

14. 県は、公共交通の持続可能性・利便性の向上を含め、総合的な交通施策を推進するにあたり、県内市町村の取り組みを広域的視点で、財政支援、市町村間の連携や交通事業者との連携が図れる支援を行い、将来にわたり持続可能な交通環境の整備を推進すること。

(回 答) 県土整備局

県は、バスや鉄道など公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しています。

路線退出等に伴う生活確保方策について、市町村やバス事業者と協議を行い、広域的視点から確保維持の必要性が認められる既存バス路線について、国と協調して財政支援を行っています。

また、国、市町村、交通事業者などと、地域交通に関する情報交換や検討を行う場を設けており、その中で、市町村間の連携や交通事業者との連携についても支援をしています。

15. 橋梁等の交通施設や上下水道施設等の既存社会インフラについて、将来を見据えた長寿命化対策や老朽化対策が図られるように維持管理を進めること。

また作業員の安全対策と維持管理の効率化の視点からも、社会インフラ維持管理用ロボットの導入、IT技術や情報の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止を図ること。

(回 答) 総務局・産業労働局・県土整備局・企業局

県の公共施設等については、財政負担を軽減・平準化しながら老朽化対策を進めるため、平成29年3月に「神奈川県公共施設等総合管理計画」を策定し、都市基盤施設等も含む、全ての公共施設の維持更新にかかる基本的な考え方を整理しました。

その考え方にに基づき、施設の長寿命化や老朽化対策に取り組んでいくこととしています。

また、水道管路など上水道施設については、「水道施設維持管理マニュアル」に基づき、定期的な点検を実施するとともに、長寿命化や耐震性能の強化のための必要な対応を施しています。

さらに、効果的な維持管理と事故の未然防止を図るため、水道管路の漏水調査技術の向上に向けた民間企業等との共同研究を行ってまいります。

道路施設における維持管理用ロボットの導入については、近年、ロボットを活用した点検など、維持管理・更新に係る新技術の開発・導入が進められており、これらの新技術のうち、活用効果が高いと評価されたものについては、当該技術の活用について検討してまいります。

下水道施設については、作業の安全性と維持管理の効率化の視点から管渠内を調査する際には、テレビカメラ車を使用しており、道路陥没などの事故の防止に努めております。

なお、「さがみロボット産業特区」において、生活支援ロボットの開発支援を行っており、橋梁点検やダム点検等の「インフラ点検分野」のロボットについて実用化のための実証の支援を行っているほか、地方独立行政法人産業技術総合研究所において、「事業化促進研究」の1つとして、企業と大学とともにインフラ点検に関するシステムの共同研究に取り組んでいます。今後もインフラ点検に活用するロボットの実用化を支援してまいります。

16. 災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、Lアラートを利用した情報発信の拡充を進めること。あわせてソーシャルメディアなども含めた多様な情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

(回 答) 安全防災局

Lアラートについては、今年度実施している災害情報管理システムの再整備の中で、市町村とも協議しながら、発信情報の拡充を検討しているところです。

また、県では、ホームページのトップに「防災・安全・安心情報」のタグを設け、その中で、台風接近時には台風情報を提供するなど、迅速でわかりやすい災害情報の提供に努めています。

さらに、避難行動要支援者など、災害時の避難に時間を要する住民に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」などの避難情報の意味について、周知徹底を図ることを県地域防災計画に位置づけ、市町村と連携して普及啓発に努めています。

17. 交通事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるために道路整備や信号制御の高度化を行い、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。

また、多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を形成するため、地域住民の理解と連携のもと、コミュニティゾーン形成事業、自転車通行環境整備モデル地区などの各種施策を推進すること。

(回 答) 県土整備局・警察本部

本県の道路事業は、道路の実施計画として位置づけられている「かながわのみちづくり計画」に基づいて進めており、歩道や自転車歩行者専用道の整備や、交通管理者と連携した交通事故防止対策により、交通安全の確保に取り組んでいるところです。

また、道路環境の形成については、自転車活用推進法の施行（平成29年5月1日）を受け、現在、国において自転車活用推進計画を策定しているところです。県として

も、こうした動向を注視してまいります。

信号制御については、県警察では、交通の安全と円滑を図るため、信号機について信号制御の集中制御化等のソフト面と、音響式信号機等のハード面による高度化改良を行っております。

今後も交通状況を分析して、交通実態に基づく信号機の高度化改良を継続的に推進してまいります。

【環境・エネルギー政策】

18. 県民・市民の環境意識を高め、一人ひとりがライフスタイルの中で省エネが推進されるよう、職場や家庭、地域において低炭素社会の実現に向けて適切な理解活動と積極的な対策を推進すること。

また、中小企業の事務所や個人住宅など建造物においては、高气密化やゼロエミッションハウスの導入、または省エネ・新エネ機器、省エネリフォーム等への継続的な財政支援を図ること。

(回 答) 環境農政局・産業労働局

低炭素型のライフスタイルを促進するため、日々の生活の中で地球環境保全のための行動に取り組む「マイエコ 10 (てん) 宣言」について、市町村、地域地球温暖化防止活動推進センターや企業等と連携し、普及拡大を図ってまいります。

また、学校教育を通じて環境・エネルギーの理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成するため、環境・エネルギーに関して豊富な知識・経験を有する県内の企業やNPO法人等と協働して、小・中学校や高校等で体験型の授業「かながわ環境教室」を実施しています。今後も、児童・生徒に環境意識を高めてもらうための取組を推進してまいります。

財政支援については、県では、省エネと創エネ等により年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) を導入する経費に対し引き続き補助を行ってまいります。

また、住宅や事業所に新たに太陽光発電設備と併せ設置する蓄電池や、固定価格買取制度を利用しない、自家消費型の太陽光発電等を導入する経費に対しても、引き続き補助を行ってまいります。

19. 生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な産物を買うことができ、輸送距離が短いことから環境負荷の低減にも貢献する、食料品の地産地消を推奨すること。

またライフスタイルの多様化に合わせ、県民・市民に対し、食について正しい理解を深める啓発活動と、食育推進計画や食品ロス・廃棄の削減を推進すること。

(回 答) 環境農政局・保健福祉局

県では、平成 29 年 3 月に改定した「かながわ農業活性化指針」において、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進」とし、食の安全・安心の確保など県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進、安定的な農業生産などを施策に位置付けて、農畜産物の地産地消を力強く推進しています。

食の啓発活動については、県では、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を定めた「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針 (第 3 次)」に

において、「リスクコミュニケーションを推進する取組」を重点的取組事項として位置づけ、「かながわ食の安全・安心基礎講座」やホームページ等により県民の皆さんに食の安全・安心に関する事項について情報提供するとともに、「かながわ食の安全・安心キャラバン」を開催し、県民の皆さんと意見交換を行うことで、情報の共有化を図っています。今後も、様々な機会を利用し、県民の皆さんが食に関する情報を正しく理解していただけるよう取り組んでまいります。

食育推進計画については、食育基本法に基づき作成している「第2次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン2013）」で、施策を総合的に展開しているところであり、関係団体や企業等と連携した食育フェスタの開催などに取り組んでいます。なお、本年度新たな食育推進計画を策定することとしています。

食品ロス・廃棄の削減については、県では、平成29年3月に改訂した「神奈川県循環型社会づくり計画」において、県民や事業者の3Rに関する意識向上を図るための事業として、食品ロスの削減に向けた普及啓発を位置付けており、市町村とも連携を図りながら食品ロスの削減に取り組んでまいります。

また、九都県市廃棄物問題検討委員会の取組として、食材を無駄なく調理することや、買い物前に在庫をチェックすることで、家庭における食品ロスを減らすよう呼びかける「食べきりげんまんプロジェクト」を実施しています。

20. 清潔で安全な街づくりをめざし、特に危険な歩き煙草による火傷や衣類等の焼け焦げを未然に防止するため、喫煙場所の明確化を進めるなど、路上喫煙対策を推進すること。

また県内各自治体で制定されている条例の主旨について、県民・市民をはじめ、企業や団体へ周知啓発活動の充実を図ること。

(回 答) 保健福祉局

路上喫煙については、横浜市と川崎市を含む県内一部市町において、環境美化や安全確保の観点から、地域の実情に応じて路上喫煙を防止する条例を制定し、路上喫煙対策を推進しています。

路上喫煙については、地域の実情に応じて規制をする必要があることから、県が、県域において、一律に路上喫煙対策を推進していくことは適当とは考えておりません。

県といたしましては、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき屋内の喫煙規制をするだけでなく、各市町と共同で実施する街頭キャンペーンなどにおいて、路上喫煙防止や受動喫煙による健康への悪影響について普及啓発活動を行っておりますが、引き続き、当該普及啓発活動を充実してまいりたいと考えております。

21. 森林保全をはじめとして、生活排水対策や地下水保全など、県内外で実施している各施策について、引き続き、水源環境に関する課題の理解促進に繋がるよう、広く県民・市民へ、各種の広報メディアやイベントによる広報活動を推進すること。

また各地域においては計画的な水道管の老朽化対策や耐震化の推進など、持続可能な水道事業運営が図られるよう支援すること。

(回 答) 環境農政局・保健福祉局

平成 29 年度から、「第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」が始まっていることを踏まえ、テレビ神奈川の「カナフルTV」や、FMヨコハマの「かながわマフィン」において、水源の森林づくりの施策紹介をしたり、インターネット上の広報番組である、「かなチャンTV」で視聴できる動画を 4 本作成するなど、県民に対する広報を積極的に行いました。

また、ホームページの水源環境保全・再生の取組の概要や、既存リーフレットの内容を第 3 期計画のものに更新するとともに、内容を分かりやすくした新たなリーフレットを作成し、県内各小学校の 4 年生児童に配布しました。これらのリーフレットは、県民フォーラムや各種イベント等においても県民に配布し、普及啓発に活用しています。

この他、県のたよりへの水源環境保全・再生施策に関する記事の掲載や、水源環境保全・再生イメージキャラクターである「しずくちゃん」のフェイスブックによる情報発信など、様々なツールを用いた広報活動を行っています。

水道管の老朽化対策や耐震化などの支援については、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用した補助制度により財政面から支援を行っております。なお、採択要件に該当しない水道事業者もありますので、すべての事業者に対して確実な財源措置を講じるよう国に提案してまいります。

22. 農林水産業や生態系などに深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣による被害対策として、捕獲従事者の確保や新技術の導入を進めることとあわせて、被害防止と保護管理では、関係機関との連携のもと、該当する野生鳥獣の生息密度を適正レベルに維持する施策を推進すること。

また狩猟で得た野生鳥獣の食肉（ジビエ）などへの有効利用を図ること。

(回 答) 環境農政局

県では、わな捕獲を推進するため、農業協同組合が開催するわな捕獲等講習会の開催費用や狩猟免許試験受験費用の一部を支援しています。

また、狩猟免許を取得している者で狩猟経験がない又は少ない者を対象に、実際の狩猟の現場を経験する機会を設ける「かながわハンター塾 2nd ステージ」を実施するなど、関係団体と連携・協力しながら、担い手の確保・育成に取り組んでいます。

新技術の導入については、高齢化や人口減少が進む地域における鳥獣被害対策に伴

う負担軽減を図るため、ドローンを活用した集落周辺の調査などへの実用化を検討してまいります。

また、今年3月には、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」及び「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」を策定したところであり、今後は、この計画に沿って市町村との連携のもと、ニホンジカについては、農地周辺での定着解消を図り、ニホンザルについては、群れを適正な生息域と規模で管理することを目指した取組を行ってまいります。

野生鳥獣の食肉（ジビエ）についても、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、食肉処理施設の整備に対し、財政的支援を行ってまいります。

【教育・人権・平和政策】

23. 「放課後児童クラブ」の運営にあたっては、入学前の保育所開所時間を目途に利用者ニーズに合わせた開所時間の延長と希望者全員が利用できる施設数を確保すること。あわせて指導員の増員や労働条件改善等を行い、環境改善を進めること。

(回 答) 県民局

市町村は実施主体として、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画において、利用者ニーズを踏まえた放課後児童クラブの増設等を計画しております。県としては、市町村の取組を支援してまいります。

また、放課後児童支援員の増員に向けては、その役割に見合った賃金水準の確保など、労働環境の改善が求められることから、県としても国へ要望しており、平成29年度から新たにキャリアアップ処遇改善事業が創設され、経験年数やその役割に見合った賃金水準の改善がなされたところです。

24. 家庭における経済状況の格差が教育機会の格差とならないよう、援助が必要なすべての家庭に就学援助制度を適用すること。

また、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備につとめることとあわせて、とりわけ地方自治体で実施する給付型の奨学金導入や拡大と、財源確保に関する国への要請を含め取り組みを進めること。

(回 答) 県民局・教育局

教育機会の保障と環境整備については、高等学校等の授業料の支援制度である高等学校等就学支援金制度及び授業料以外の教育費支援制度である高校生等奨学給付金制度の更なる拡充を図るとともに、制度の運用に当たっては、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法など、適宜見直しを行うよう、引き続き全国知事会などを通じて、国に要望してまいります。

特に、給付型の支援については、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金について所得制限の基準見直しや支給単価の増額等の拡充を、国に要望するとともに、引き続き全国知事会などを通じて要望してまいります。

また、私立学校授業料減免事業等への助成支援についても、例年、国へ要望しているところです。

なお、大学生向けの給付型奨学金制度については、大学などの高等教育機関を所管する国の役割であると考えており、子どもたちの自立に向けた進学支援強化を図るため、国が実施する給付型奨学金制度について、対象者や支給額の拡充を、全国知事会を通じて国に要望しています。

25. 子ども達の豊かな教育を実現するために、教職員定数の拡充や、教員育成システムの改善などを通じて教育の質の向上を図ること。あわせて教職員の業務改善を進め、学校業務支援員や校務支援システムなどの積極導入で教職員の業務負担軽減、長時間労働の是正、非正規教職員の処遇改善など、労働環境の改善を図ること。

(回 答) 教育局

市町村立小中学校の教職員定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）に基づき、県立高等学校の教職員定数については「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいております。また、県立特別支援学校の教職員定数については、学部に応じてそれぞれの法律を適用しております。

今以上の教職員の増員や、標準法に規定のない教員を配置することは、県単独の措置が必要となるため、現在の非常に厳しい財政状況のもとでは困難ですが、今後とも、必要な予算の確保に努めてまいります。

なお、国に対しては、「次世代の学校」指導体制実現構想を着実に実施するとともに、様々な課題に対応する教職員定数を改善・充実するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて要望しております。

また、教職員の研修については、平成 27 年度に改定した「教職員人材確保・育成計画」に基づき、授業力、課題解決力及び人格的資質の向上を図るために、研修内容全体の見直しを行い、ライフステージに即し、キャリアステージに応じたきめ細やかな研修を実施しております。また今般、教員の資質向上に係る新たな体制構築を目的とした教育公務員特例法の一部改正を受け、今年度より名称を改めた「中堅教諭等研修講座」を実施するとともに、8 月には「校長及び教員としての資質向上に関する指標」を策定いたしました。今後も引き続き、より効果的な教員研修の実現に向けて検討してまいります。

教職員の多忙化の解消については、平成 20 年度から県立学校に対して「教員の勤務実態の改善に向けた取組」を進めており、平成 29 年 7 月にこれまでの勤務実態改善に向けた取組を踏まえ、教員の働き方について、業務効率化を進めるとともに、教員業務を明確化し、教員以外でも担うことのできる業務に対しては外部人材の活用を行うなど、教員の負担軽減に向けた様々な取組を進めていくこととする「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」を定めています。また、市町村立学校に対しても、各市町村教育委員会に、基本方針に基づく県の取組を通知するとともに、市町村教育委員会との意見交換を通じて、市町村教育委員会の取組を支援してまいります。

併せて、平成 29 年度は、県立学校に対して地域や規模、タイプ別にいくつかの学校を抽出し、教員の勤務時間について、この秋に勤務時間等を把握する調査を実施し、また、市町村立学校に対しても、今後の市町村教育委員会における取組に資するよう、指定都市を除いた県に任命権のある教育委員会と、教員の勤務時間等を把握する調査

内容や方法などについて協議し、実施しています。

26. 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 人権意識の更なる向上を図るため、県民・市民や企業に対し、人権が尊重される社会をめざした人権指針や人権基本計画等の作成や見直しに向けた取り組みと「人権基本条例」制定にむけた取り組みを図ること。

(回 答) 県民局

県では、平成6年に全国に先駆けて、人権尊重の明るい未来を切り開いていくための道しるべとして「神奈川県人権施策推進指針」を策定し、様々な人権施策を進めてきました。

現在、県として「人権基本条例」を制定する予定はありませんが、社会状況の変化を踏まえ、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」に基づき、すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権問題を自分自身の問題として認識し、人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に根づくことをめざして、より効果的な啓発活動を推進してまいります。

〔 26. 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。 〕

(2) ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の防止・解消に向け、差別を許さない社会づくりをめざした施策を推進すること。

(回 答) 県民局

県では「かながわ人権施策推進指針」に基づき、誰もが人権を侵されることなく個人として尊重される社会、誰もが個性を尊重されるとともに孤立したり排除されることのない社会をめざして、差別を許さない心を育むための取組を進めています。

また、ヘイトスピーチに関しては、平成28年6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、国と連携しながら、不当な差別的言動を解消するため広報や啓発活動に努めてまいります。

〔 26. 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。 〕

(3) 神奈川で暮らし働き学ぶ外国籍県民とその家族が生活しやすい多文化共生社会を実現するための取り組みを推進すること。

(回 答) 県民局

本県には、172の国・地域、約18万5千人もの外国籍県民が暮らしています。

そのため本県では、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、地域社会において共に生きていくという多文化共生の推進を全国に先駆けて行ってきました。

具体的には、異なる国籍、文化、歴史的背景を持つ多くの県民が集い、出会い、お互いを理解する機会である「あーすフェスタかながわ」や、外国籍県民が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO 法人等と協働して通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム」や、住まいに関する支援を行う「外国人居住支援システム」、相談事業などを行っています。

さらに「かながわ国際ファンクラブ」を通じて、留学生などに生活上の様々な支援を展開しています。

また、昨年度から外国籍県民や来県外国人に多言語による生活に関連する情報提供・通訳支援を行う「多言語支援センターかながわ」の運営などを行っています。

今後も、多文化共生社会の実現に向けて、効果的な取組を推進してまいります。

27. 日米地位協定の抜本の見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに地方自治体や住民の意志を尊重して対応すること。また、米原子力艦船に対する原子力災害対策として地域と連携した訓練の実施等、米軍関連施設に地域防災計画が適用されるよう、県のリーダーシップにより検討を進めること。

(回 答) 政策局・安全防災局

県は、「平成 30 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」や、県と基地関係 9 市で構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会(県市協)」の「平成 30 年度基地問題に関する要望書」及び米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)」等を通じて、日米地位協定の抜本的な見直し、原子力艦の原子力事故対策の強化・充実について国に要望しており、引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

また、県及び厚木基地周辺 9 市の首長と議長等で構成する「厚木基地騒音対策協議会」では、厚木基地周辺における空母艦載機の騒音問題解消のために、これまでも夜間着陸訓練(以下、「NLP」という)の硫黄島での全面実施及びNLP直前の集中訓練の硫黄島活用について、日米両国政府に対し求めてきたほか、激しい騒音の発生が予想される飛行について、適時、的確な情報提供を求めてまいりました。

今後とも、基地周辺市と連携し、抜本的な騒音問題解消を求めて、日米両国政府に対して粘り強く働きかけていくと同時に、ホームページ等を通じて県民への迅速な情報提供に努めてまいります。

なお、米軍関連施設については、米軍の管理地域になることから、国を通して必要な情報の提供を求めていきます。

【行財政政策】

28. 公契約の元で働く労働者の保護、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。

また他の自治体における取り組み状況の評価を含め、労働者側団体を含めた関係団体による「検討協議会」等を設置し、条例制定に向け取り組むこと。

(回 答) 産業労働局・県土整備局・会計局

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「賃金実態調査」や「公契約条例制定自治体の運用状況調査」の継続が指摘されました。これを受けて、公契約条例の制定も視野に、この 4 つの課題に取り組んできたところです。

具体的には、工事の最低制限価格率の上限撤廃や最低制限価格制度の一般業務委託での適用業種拡大の見直しを行い、また、今年度予算分からは、庁舎清掃の積算方法のルール化を実施しました。

また、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では最低賃金未満の例はなく、さらにデータの蓄積が必要と考えていますので、今後も継続して調査していきます。

「公契約条例制定自治体の運用状況調査」については、条例の施行から一定期間経過していることから、条例制定自治体の条例への評価の確認を進めるなど、引き続き、協議会から指摘された課題の取組を進めてまいります。

なお、労働者側団体を含めた関係団体による「検討協議会」等の設置については、平成 26 年 3 月にまとめられた「公契約に関する協議会」からの報告では意見の一致は見られず、県が検討すべき課題が指摘されたことから、これらに対する取組を進めるべきと考えています。

29. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨を踏まえ、「同一労働、同一賃金」の実現に向け、正規・非正規職員の格差の是正と雇用の安定をはかること。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の 2020 年 4 月 1 日の施行に向けて、給料・手当の支給、雇用の形態等制度移行に際して賃金・労働条件の切り下げが行われないように対応をはかること。

(回 答) 総務局

非常勤職員等の報酬等については、最低賃金法に則し、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して決定しております。

また、非常勤職員等の処遇については、従来から改善に努めてきたところですが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」で創設された会計年度任用職員制度について、給料、手当、報酬等の給与体系を改めて整理し、適切な制度設計に努めます。

30. 本格的な事業展開の段階に入る地方版総合戦略の推進にあたっては、実効性を担保する観点からも産官学金労言の枠組みを維持すること。

また、総合戦略に示した施策の進捗状況については、PDCAサイクルによる成果や課題の検証・分析を行い、必要な見直しや補強を行うこと。さらに地方創生をより効果的なものとするため、県は広域的な地域活性化策について市町村を支援すること。

(回 答) 政策局

県では、地方創生の実現に向け、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示した施策を進めるとともに、取組の成果や課題の分析を行い、必要な改善や見直しを図っていくこととしています。その際、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・公募委員等で構成する「神奈川県地方創生推進会議」から意見を伺い、指摘された課題への対応を図っています。

今後も、PDCAサイクルにより成果や課題の検証・分析を行い、必要に応じて目標値の見直しや取組内容の充実などを図っていきます。

また、神奈川全体の地方創生をしっかりと進めるため、広域的な視点から市町村の取組をコーディネートするとともに、国の交付金も活用したプロジェクトを市町村と連携して進めるなど、支援を行っており、今後も県・市町村、市町村間での情報共有や連携をさらに図っていきます。

31. 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法などからの消費者被害の防止・救済に向けた環境整備・施策を推進すること。なお訪問販売による消費者被害を未然に防止するために、地方自治体で制定できる消費生活条例による規制強化を検討すること。

(回 答) 県民局・警察本部

本年8月末現在の特殊詐欺の認知件数は、被害総額とともに前年同期と比較して増加しております。

県警察では、高齢者が被害に遭わないための高齢者対策、被害者がお金を用意するために訪れる金融機関対策及び社会全体で高齢者を特殊詐欺の被害から守る意識を高めるための広報啓発活動を強化しており、引き続き、自治体等の関係機関・団体や県民の皆様との連携を強化し、警察の警戒力に加えて地域の抑止力により、社会全体で高齢者の方々を特殊詐欺から守る取組を推進します。

また、県では、悪質商法による消費者被害未然防止のため、消費者教育の担い手となる学校教員を対象とした研修や、地域で消費者教育を行う講師の養成講座を実施するとともに、学校・地域などの場や、若者・高齢者などの対象に応じた啓発資料・教

材の作成、出前講座の実施、ホームページでの啓発などの取組を引き続き行ってまいります。

現在見直しを検討している消費生活条例については、広く県民の皆様からの御意見を踏まえながら、検討してまいります。

32. 県民生活の利便性向上と生活の質の向上を図るため、行政サービスのICT化の推進と周知を図ること。特にマイナンバーの運用にあたっては身分証明としての利用拡大、行政サービスの更なる向上や民間サービスとの連携、ポータルサイトの活用など、利便性の更なる向上と併せ、個人情報の厳格な保護を徹底すること。

また、サイバー犯罪等に対しては、産官学が連携して対策を講じるとともに、人材育成や技術開発に関する施策を推進すること。

(回 答) 政策局・警察本部

県では、電子化全開宣言行動計画に基づき行政サービスのICT化の拡充を進めており、今後も新たなサービスの推進と周知を実施していきます。特に、マイナンバーカードの行政サービスにおける利用については、政府により示されたロードマップに基づき、庁内関係課と連携を図りながら具体的な検討を進めるとともに、個人情報の保護を徹底するため、マイナンバーに関する監査を実施するなど、引き続き庁内の体制整備・強化に努めてまいります。

サイバー犯罪等の対策については、県警察では、IT関連企業や学術機関等の関係者とサイバー犯罪の手口に係る情報共有や、対策等の意見交換を定期的に行っているほか、県民の皆様がサイバー犯罪の被害に遭わないために、産学官が連携した各種講習やシンポジウム等を随時開催し、被害防止対策を行っています。

また、複雑・巧妙化するサイバー犯罪等に的確に対処するため、部内の研修や民間企業と連携した人材育成を行い、職員の対処能力向上に努めております。

33. 有権者の投票機会のさらなる確保のため、駅近接施設やショッピングモール等への期日前・当日投票所の設置について、その効果を検証するとともに拡大に向けた取り組みを進めること。

また投票所として使用できる施設について、選挙の際に優先的に投票施設として利用できるような制度の導入を検討すること。

(回 答) 選挙管理委員会

平成28年7月に執行された参議院議員通常選挙において、駅周辺に設置された期日前投票所は13か所、当日投票所は7か所でした。また、ショッピングセンターに設置された期日前投票所は2か所で、当日投票所は1か所でした。

このうち、ショッピングセンターの期日前投票所における投票者数は、8日間で2万1千人余り、当日投票所における投票者数は2千4百人余りでした。

投票者数の増減には様々な要因があるために効果検証は困難ですが、県選挙管理委員会としましても選挙人の投票環境の向上を図ることは重要なものと考えており、駅構内やショッピングセンター等への設置について、今後とも積極的に措置されるよう選挙の際の通知などを利用して市区町村選挙管理委員会に伝えていきます。

また、投票所として使用できる施設では、それぞれ年間計画などを定めて催事や利用者貸出し、修繕などの施設運営を行っていると考えますが、解散総選挙など急に選挙を執行する場合に、優先的に投票施設として利用することができる制度を創設することは困難と考えます。なお、事前に執行の時期が把握できる選挙については、各市区町村選挙管理委員会において、あらかじめ各施設の管理者と調整を進めながら、投票所を設置しています。